

羽生市「週休 2 日制モデル工事」試行要領 Q&A

(1) 羽生市「週休 2 日制モデル工事」について

Q1 なぜ建設業を週休 2 日としなければならないのですか。

A1 建設業では、他産業と比較して年間総実労働時間、年間出勤日数ともに多い状況で、いまだに多数の企業において、4 週 4 休以下で就業している状況です。今後、日本全体の生産人口の減少に伴い建設業の担い手は大量離職が見込まれており、いわゆる 3K（汚い、キツイ、危険）との認識がぬぐい切れない中で若年就業者が少なく、その持続可能性が危ぶまれている状況です。

さらに昨今、建設業は、今後想定される大規模災害、インフラの維持管理を担う重要な産業であると再認識されており、また、安全・安心な暮らしを守るために欠くことのできない重要な産業であることから、建設業をより魅力ある産業とし、今後も安定した社会基盤の守り手として成長し続けるため、働き方改革の一環として、週休 2 日の取組を推進するものです。

Q2 週休 2 日制モデル工事の適用除外となる場合はどのような場合ですか。

A2 羽生市「週休 2 日制モデル工事」試行要領第 3 条但し書 参照

- (1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間（現場施工着手日から現場施工完了日まで）が 1 週間未満の工事
- (5) 上記以外の理由により週休 2 日の取得が困難な工事

例) 「関連工事等の影響で工程に余裕がない」「非出水期等、工期に制限がある」等

Q3 「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業のみを行う場合（試行要領第 2 条第 2 項第 4 号参照）」とはどのような作業か。

A3 例) ・災害の発生が予想される予防作業

- ・災害発生時の対応作業
- ・強風による飛散対策等の第三者被害防止作業
- ・緊急時の安全パトロール
- ・コンクリートの養生等、品質を確認するうえで必要な作業等

Q4 「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業のみを行う場合（試行要領第 2 条第 2 項第 4 号参照）」に該当しない作業とは。

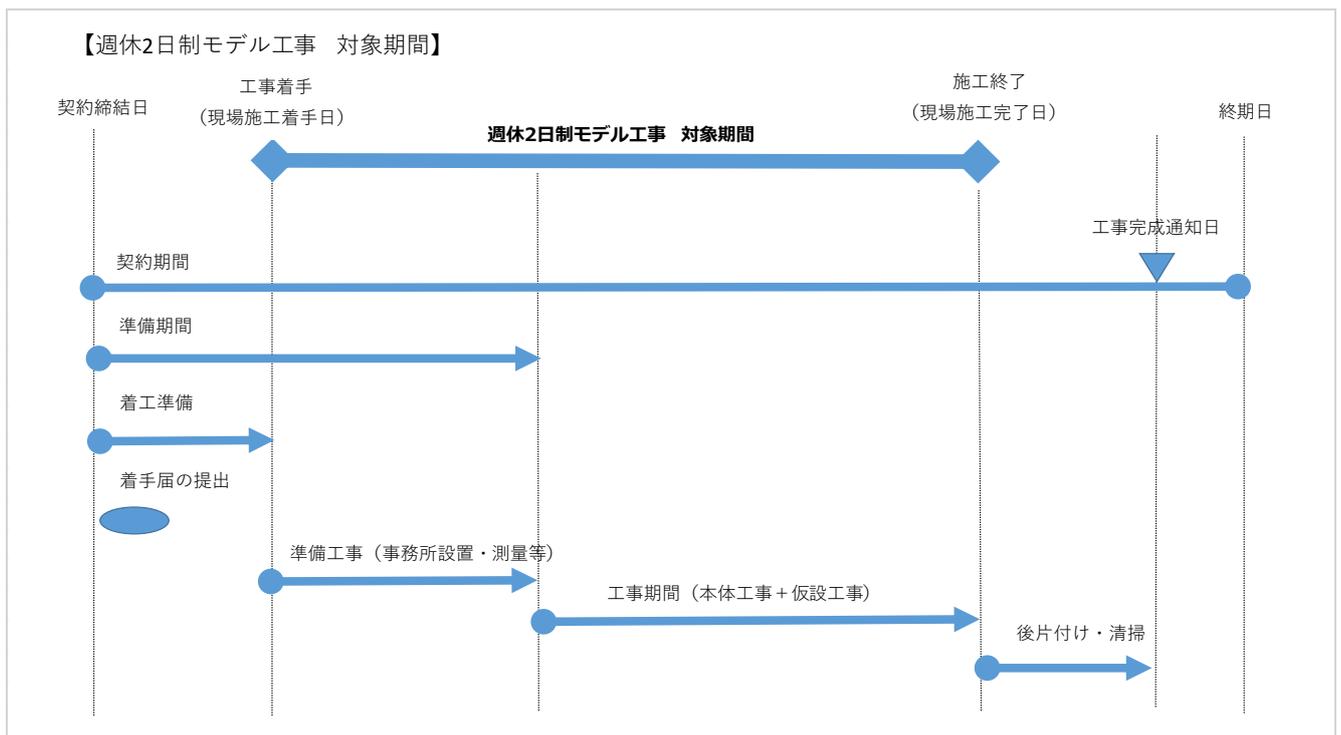
A4 例) ・測量や丁張出し

- ・工事写真の撮影
- ・出来形測量 等

Q5 羽生市「週休 2 日制モデル工事」試行要領における用語の定義について

A5 用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
週休2日	対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
対象期間 (現場施工期間)	契約工期のうち、現場施工着手日から現場施工完了日までの期間(下図【週休2日制モデル工事 対象期間】参照)
現場閉所日	対象期間中に現場閉所を行う日の内、週休日、原則として土曜日及び日曜日とする。 ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。
現場閉所	巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数を含める。
工事着手 (現場施工着手日)	現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等実際に現場作業に着手する日 ※着手届の提出日とは異なります。
施工終了 (現場施工完了日)	後片付けや清掃を除いた作業が完了した日



- ※ 1) 準備期間…準備に要する期間
- ※ 2) 準備工事…本体工事の前に実施する、現場事務所等の設置または測量等の作業に要する期間
- ※ 3) 本体工事…設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事

Q6 4週8休に満たない場合は、達成率に応じた補正係数を適用するのか。

A6 達成率に応じた補正(4週7休、4週6休)は行いません。

Q7 対象工事を受注し、週休2日を達成できなかった場合にペナルティはありますか。

A7 週休2日を達成できなかった場合において、成績評定の減点等はありません。ただし、4週8休に満たない場合は請負代金のうち当該補正差分を減額して契約変更を行うこととなります。

Q8 「休日取得計画書（様式1）」の提出段階で、4週8休相当とするため工期延期を請求したいのですが、工期延期は認められますか。

A8 本市発注工事は、施工に必要な実日数のほか、準備期間や不稼働日、後片付け期間を考慮した工期設定を行っているため、4週8休を確保することは工期延期の理由とはならず、認められません。

Q9 週休2日（4週8休）を確保して施工した結果、当初の工期内に完了しそうもありませんが、工期延期はしてもらえますか。

A9 本市発注工事は、土日、祝日を不稼働日として工期設定を行っているため、週休2日の確保を理由とした工期延期は認められません。

（2）休日の取得方法について

Q10 休日確保は土日でないといけないのでしょうか。

A10 建設業の週休2日制の導入にあたり他産業と同様、土日を休日とすることが理想ですが、土日に取得することが難しい場合には、前後の週内（前後7日以内）で休日を確保してください。

Q11 「夏休」、「年末年始」、「工場製作」の期間は対象期間〔分母〕に含まれるのでしょうか。

A11 「夏休」、「年末年始」、「工場製作」の期間は対象期間〔分母〕に含み、そのうち、週休日（原則、土日）のみを現場閉所日〔分子〕としてカウントしてください。

Q12 降雨、降雪等により、予定外に休日を取得することとなった場合、休日の取得実績として考えてもよいのでしょうか。

A12 休日の取得実績として問題ありません。また、振替作業日を設定することができますが、必須ではありません。予定外の休日については「休日取得計画書（様式1）」の修正は必要とせず、「休日取得実績書（様式2）」で閉所日（振替作業日を設定する場合は振替閉所日）として取り扱ってください。

また、当日朝の天候や現場の状況により現場閉所を判断する場合は、迅速な判断を行うとともに、作業員等との確実な連絡体制の構築に努めてください。

Q13 休日取得予定日に地元対応や自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるのでしょうか。

A13 振替休日を取得してください。（原則、前後7日以内に取得してください。）

その場合、「休日取得実績書（様式2）」において、作業した日を「振替作業」、振替休日を「振替閉所」として取り扱ってください。一方で、約款に基づき一時中止を行った場合において、対象外期間として取り扱います。

Q14 工事後半等にまとめて休日を取得し、現場閉所率を確保してもよいですか。

A14 モデル工事では、建設業が週休2日制に移行するきっかけとなることを目的として試行しています

ので、毎週週休 2 日を確保していただくことが望ましいと考えます。そのため、工事期間中は、休日取得の平準化に努め、目標とする休日形態を取得できるよう努めてください。

Q15 仮復旧期間等現場で作業を行わない期間も、休日取得としてよいですか。

A15 仮復旧期間や試掘後に本体工事に着手するまでの期間等、一時的に工事を休止する期間が発生する場合は、基本的には週休 2 日制モデル工事の対象期間外として取り扱ってください。その際は、「休日取得計画書（様式 1）」で対象外の日とし、備考欄には「その他対象外期間」として報告してください。

Q16 予定外の天候の影響により、午後から休日としてカウントしたいのですが。

A16 一日を通しての閉所については、現場閉所日としてカウントできますが、午前あるいは午後のみ半日（=0.5 日）というカウントはできません。